

平成28年度
つくば市

介護職員

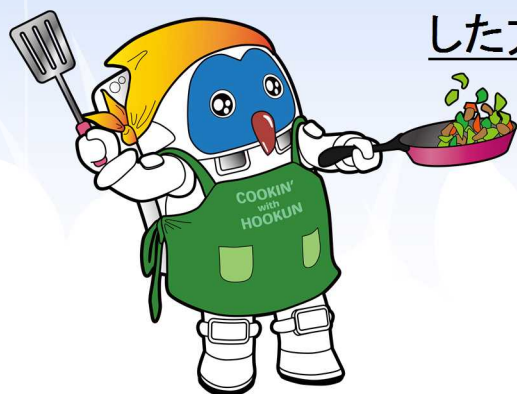


就労スタートアップフォロー給付金

つくば市内の介護事業所等に新規で勤務を開始

した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定

の条件を満たした場合に給付金を交付します。



給付金額

常勤職員	50,000円
非常勤職員	30,000円

対象者

次の条件をすべて満たしている必要があります。

- 1 介護事業所※において勤務の経験がないこと又は勤務の経験があり、当該事業所を退職した日から1年以上経過していること。
- 2 平成27年7月1日から平成28年6月30日までの間に市内の介護事業所※を運営する法人と市の定める特定の職種※として雇用契約を締結し、勤務していること。
- 3 次のいずれかに該当すること。
 - (1)常勤職員としての給付を希望する場合は、平成28年8月1日から申請日まで常勤職員として勤務していること。
 - (2)非常勤職員としての給付を希望する場合は、平成28年8月から平成29年1月までの各月において、1日から28日までの勤務時間数の合計を4で除して得た1週間当たりの勤務時間数の平均値が、各月それぞれで20時間以上であること。
- 4 申請日においてつくば市に住民登録があること。
- 5 派遣労働者でないこと。

※介護事業所の種別や職種の詳細については、ホームページ掲載の「申請の手引き」をご確認ください。

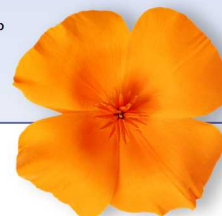
申請受付

平成29年2月1日
～2月28日

(ただし、土日祝を除く。)

午前8時30分から
午後5時15分まで

ホームページ掲載の「申請の手引き」を確認のうえ、申請書等を持参又は郵送で提出してください。



ホームページ

<http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/14216/14656/019695.html>

[トップページ → しごと・事業者 → 施設の届出・指定・認可
→ 介護職員の就労及び研修受講に係る給付金を交付します]



問合せ先 つくば市福祉部高齢福祉課 介護人材給付金担当
電話 029-883-1111 (内線 1232)